

# 北本市高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画 ＜概要版＞

## 1 計画の趣旨

---

団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進するため、「北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけと計画期間

---

### (1) 法的位置づけ

#### ア 高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって施策全般を明らかにするものです。

#### イ 介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づく計画であり、介護サービス量の見込や地域支援事業の量の見込等について明らかにするものです。

### (2) 計画期間

介護保険法により3年を1期として定めるものとされているため、令和3年度から令和5年度までを計画期間としています。

## 3 計画の策定体制

---

### (1) アンケート調査

#### ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的に実施しました。

#### イ 在宅介護実態調査

介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」及び「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に実施しました。

#### ウ 在宅改善実態調査

現在の介護サービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するために実施しました。

### (2) 策定幹事会

幅広い分野からの意見を計画に反映できるように庁内関係部署から選出された委員で構成される「北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画策定幹事会」を設置し、令和2年度中に4回開催しました。

### (3) 策定委員会

広く市民の意見が反映されるよう、公募市民、医療・介護関係者等により構成する「北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、令和 2 年度中に 4 回開催しました。

### (4) パブリック・コメント手続

令和 2 年 12 月 14 日（月）から令和 3 年 1 月 15 日（金）までの期間に、パブリック・コメント手続を実施し、市民等から 17 件の意見がありました。

## 4 本市の現状から見える課題

---

### (1) 本市の現状

- 2020 年から 2040 年までの間に、85 歳以上人口が 2.2 倍になることが見込まれる。
- 2000 年から 2015 年までの間に、高齢独居世帯は 3.6 倍、高齢夫婦世帯は 3.5 倍に増加している。
- 要支援・要介護認定者の約 3 割は中重度要介護認定者となっている。
- 2010 年から 2020 年までの間に要支援・要介護認定率が 2.6%増加している。
- 要支援・要介護認定者のうち、約 5 割が日常生活に支障を来す認知症状を有している。
- 認知症の人は、今後ますます増加することが見込まれている。

### (2) 本市の課題

- 急増する介護ニーズに対する体制の整備
- 多様な支援者を増やすための社会参加・地域貢献の促進
- 介護予防・健康づくりの機能強化による元気高齢者の増加
- 認知症の人の共生と予防の推進
- 介護人材の確保と生産性の向上
- 中重度者への支援体制の強化

## 5 計画の基本理念と基本目標

---

### (1) 基本理念

「地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」

### (2) 基本目標

基本目標 1 「いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち」

基本目標 2 「住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」

基本目標 3 「安心してサービスが受けられるまち」

### (3) 施策体系

【基本理念】地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち	<p><b>【基本目標 1】</b></p> <p>いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち</p>	<p><b>【施策 1】 介護予防・健康づくりの推進</b> ㊦P. 29</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般介護予防事業等による介護予防の推進</li><li>(2) リハビリテーション提供体制の整備</li><li>(3) 保健事業と介護予防の一体的推進</li><li>(4) 健診受診率の向上等による健康管理の強化</li></ol> <p><b>【施策 2】 互いに支え合う地域づくりの推進</b> ㊦P. 33</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地域における支え合い体制の強化</li><li>(2) 社会参加の促進</li></ol>
	<p><b>【基本目標 2】</b></p> <p>住み慣れた地域で暮らし続けられるまち</p>	<p><b>【施策 3】 在宅医療・介護連携の推進</b> ㊦P. 37</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地域の医療・介護の資源の把握及び情報提供の促進</li><li>(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</li><li>(3) 多職種協働の体制整備</li></ol> <p><b>【施策 4】 認知症施策の推進</b> ㊦P. 41</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般介護予防事業等を活用した予防の推進</li><li>(2) 本人の意思に沿った支援の展開</li><li>(3) 認知症初期集中支援チームの推進</li><li>(4) 認知症に関する理解の促進</li></ol> <p><b>【施策 5】 在宅生活を継続するための支援</b> ㊦P. 45</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 在宅生活者への支援</li><li>(2) 家族支援を含めた支援体制の整備促進</li><li>(3) 要介護度の重度化や再発防止の推進</li></ol>
	<p><b>【基本目標 3】</b></p> <p>安心してサービスを受けられるまち</p>	<p><b>【施策 6】 多様なサービスの充実</b> ㊦P. 49</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地域資源の把握・活用</li><li>(2) 介護予防・生活支援サービスの推進</li><li>(3) 地域密着型サービスの整備促進</li></ol> <p><b>【施策 7】 介護サービスの質の向上</b> ㊦P. 53</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 業務効率化の推進</li><li>(2) 介護人材の確保・育成</li><li>(3) 介護給付適正化事業</li></ol> <p><b>【施策 8】 感染症・災害対策の強化</b> ㊦P. 56</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 介護事業所に対する感染症・災害対策に関する支援</li><li>(2) 災害等発生時の体制整備</li></ol>

## 6 各施策の主な取組

---

### 【施策1】 介護予防・健康づくりの推進

- 「イキイキとまちゃん体操」の普及
- 保健事業と介護予防の一体的推進

### 【施策2】 互いに支え合う地域づくりの推進

- 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等の活動をとおした地域づくり及び社会参加の促進
- 就業を通じた社会参加の促進を目的としたシルバー人材センターの支援

### 【施策3】 在宅医療・介護連携の推進

- 「在宅医療介護連携推進協議会」による課題抽出と対応策の検討
- 多職種連携を支援する「在宅医療連携センター」の設置

### 【施策4】 認知症施策の推進

- オレンジカフェや認知症ケア相談室等の認知症に関する相談機能の充実
- 認知症に関する初期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の推進
- 認知症サポーターの養成

### 【施策5】 在宅生活を継続するための支援

- 高齢者福祉サービスの充実
- 生活支援サービスの充実による本人及び介護者の支援

### 【施策6】 多様なサービスの充実

- 介護予防・生活支援サービスの推進
- 地域密着型サービスの整備促進

### 【施策7】 介護サービスの質の向上

- 認定ヘルパー養成講座等による介護人材の確保
- 介護給付費適正化事業

### 【施策8】 感染症・災害対策の強化

- 介護事業所が策定するBCPの作成支援
- 避難行動要支援者名簿・個別計画の作成

## 7 第1号被保険者の保険料基準額

---

本計画における推計値は月額5,002円となり、第7期計画と比較すると501円の増額を見込みました。

このため、本計画期間における第5段階の介護保険料（基準額）は、年額60,000円としています。